

納税義務者様が亡くなられた場合について(相続人代表者となられる人へ)

納税義務者様が亡くなられた場合、相続人に納税の義務が継承されますので、下記を参考のうえ、所要の手続きを行ってください。

市民税・県民税のしくみ

【課税のしくみ】

市民税・県民税は本年1月1日現在、明石市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上あった方に課税されます(1月2日以降に亡くなられた場合であっても課税されます)。

【納税通知書の送付先】

納税通知書は、納税義務者が亡くなられた日が1月2日から納税通知書を送付するまでの場合は、相続人代表者へ6月中旬に送付します。

なお、納税通知書を送付した後に納税義務者が亡くなられ、確定申告等により税額が変更になった場合も相続人代表者へ送付します。

納税義務の承継

亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、相続人に納税義務が承継されますので、相続人が納付していただくことになります。[地方税法第9条等]

相続人代表者の届出

亡くなられた方にかかる市民税・県民税の税額変更・納付・還付のお知らせをお送りするにあたり、それらの書類を、相続人を代表して受領していただく「相続人代表者」をお届けいただく必要があります。相続人のうちどなたが相続人代表者になられるのか、「相続人代表者指定届出書」に必要事項を記入して提出してください。[地方税法第9条の2等]

相続人代表者の指定

相当の期間内に「相続人代表者指定届出書」をご提出いただけない場合は、相続人になる方を市が相続人代表者として指定し通知する場合があります。[地方税法第9条の2等]

相続人が相続を放棄された場合

相続人が家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた場合、亡くなられた方の納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しをご提出ください。

亡くなられた方の市民税・県民税の納付方法

【給与から特別徴収(天引き)されていた場合】

特別徴収(天引き)されていない税額については、普通徴収(個人で納付する方法)に切り替え、相続人に納めていただくことになります。

【市民税が公的年金から特別徴収(天引き)されていた場合】

特別徴収(天引き)されていない税額については、普通徴収(個人で納付する方法)に切り替え、相続人に納めていただくことになります。

【口座振替で納付されていた場合】

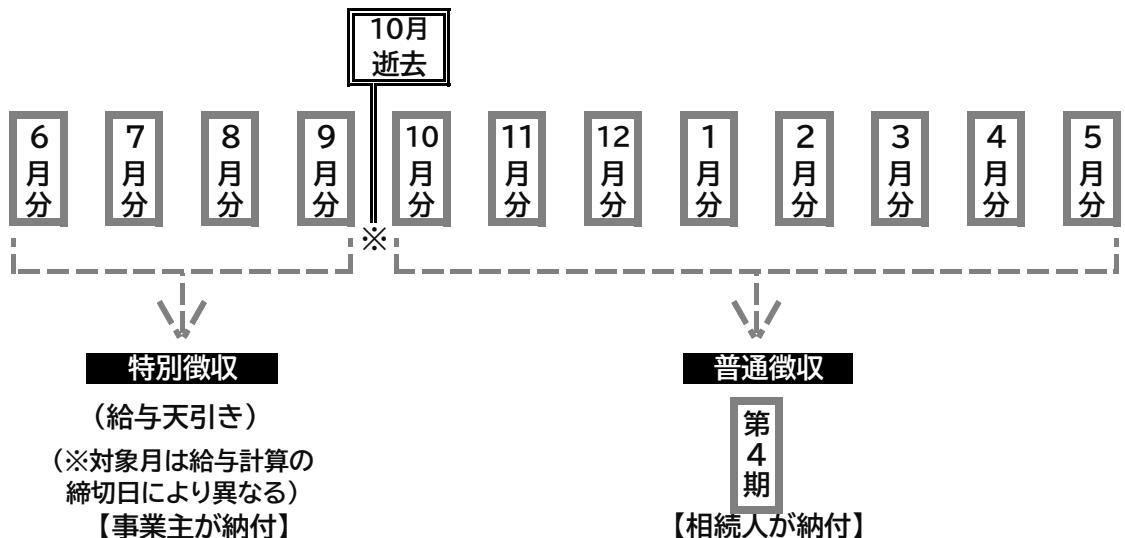
納税義務者が生前、口座振替により納付されていた場合、亡くなられたことに伴い、銀行口座の凍結等により口座引き落としができなくなることがあります。詳しくは納税課へお問い合わせください。

【普通徴収(個人で納付する方法)の方が通知書受領後に亡くなられ、未納額がある場合】

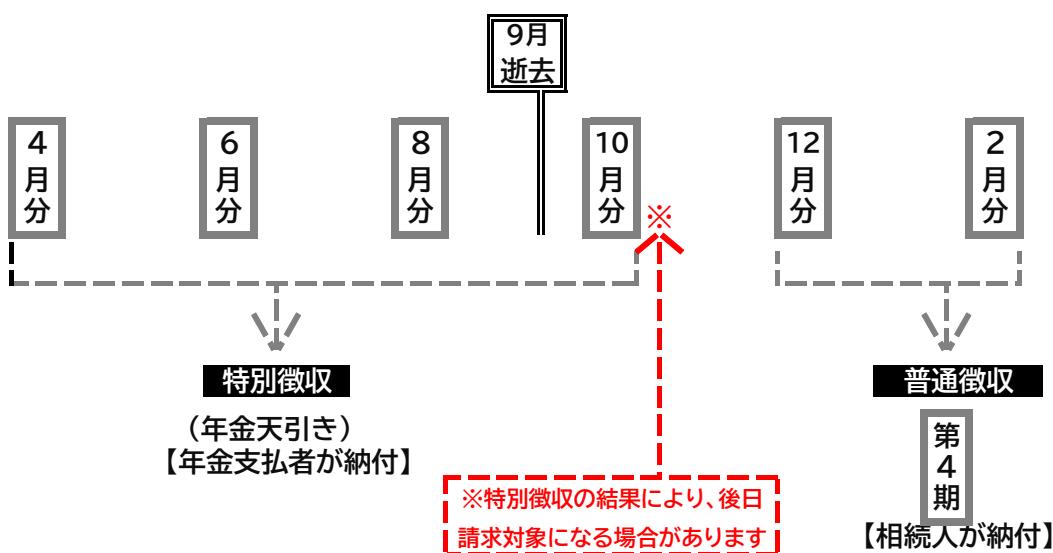
普通徴収のみの方であれば、すでにお送りしている納付書で納めていただきます。

亡くなられた方の市民税・県民税の納付方法のイメージ

給与から特別徴収(天引き)されていた場合



公的年金から特別徴収(天引き)されていた場合



普通徴収(納付書・口座振替)で納付されていた場合

